

共済給付金(申請必要書類)一覧表

(令和7年4月1日現在)

給付種別		給付要件 (下段※部分は留意事項)	事由 確定日	給付金額	必要書類 (添付種類：印鑑証明書以外は写し可)	
祝	結婚	会員が結婚(婚姻届を提出)したとき ※会員が法律上の婚姻をした場合とする。 ※再婚は対象となるが、内縁関係は対象外とする。	婚姻日 (入籍日)	20,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書、婚姻届受理証明書(市長印が押印されたもの)	
	水晶婚	会員が結婚(婚姻届を提出)して、満15年(水晶婚)、 満25年(銀婚)、満35年(珊瑚婚)に達したとき ※夫婦とも会員の場合は、それぞれが対象となる。 ※内縁関係は対象外とする。	入籍日より 左記年数を 経過した日	10,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書 (該当事由の確定日以後に発行されたもの)	
	銀婚			10,000円		
	珊瑚婚			10,000円		
出生	会員又は会員の配偶者が出産したとき ※妊娠7ヶ月以上の胎児が死亡出生した場合、又は生後 14日以内に死亡した場合は対象外とする。 (この場合、死亡弔慰金「会員の子」の対象となる。) ※多児出産の場合は、1児につき1件とする。	出生した日	20,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書又は母子健康手帳 (母子手帳)の中にある「出生届証明書」の写し		
金	二十歳	会員が満20歳になったとき	満20歳に なった日	10,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書	
	還暦	会員が満60歳になったとき	満60歳に なった日	10,000円		
	永年 勤続	20年 30年	会員が永年勤続20年及び30年に達したとき ※永年勤続とは、同一事業所に継続した勤務をいう。 ※関連事業所間の出向や異動などは同一事業所とみなす。 (「会員資格継続申請書」の提出が必要)	就職日より 左記年数を 経過した日		20,000円
				30,000円		
就学	会員の子が小学校に入学したとき ※会員と生計を一にする子(別居・同居を問わず現に 扶養している状態にある実子・養子)を対象とする。 ※諸事情で就学が遅れる場合は、実際の就学時とする。	入学した日	10,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○小学校入学が確認できるもの (入学通知書の写し、在学証明書等)		
見 病	休業14 日以上	会員が事故や疾病で14日以上休業したとき ※日数は、傷病により連続休業した日数をいい、 入院期間だけではなく、休業していた期間をいう。 ※支給実績がある場合、「休業14日以上」は6か月間以上 「休業60日以上」は12か月間以上経過していること。 ※勤務復帰後の請求となる。ただし、休業のまま退職 する場合は、休業中でも退職(退会)日までであれば 請求可。	休業開始の 日より当該 該当日数を 経過した日	10,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書	
	休業60 日以上			20,000円		
舞 金	障 害 (重度障害)	会員が身体障害者の認定(身体障害者福祉法施行規則 別表第5号)を受け、交付された身体障害者(身障者) 手帳の障害程度の等級が1級又は2級に該当するとき ※交通事故による障害も含む。	左記の障害 者の認定を 受けた日	50,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○身体障害者手帳 ○その他必要に応じた書類	
	住宅災害 (住宅火災)	住宅が火災により燃失等損害を受けたとき ※住宅とは、所有権の有無を問わず、会員が現に生活の 本拠とする建物をいう。	火災による 損害を 受けた日	30,000円	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○地方公共団体発行の罹災証明書等 ○その他必要に応じた書類	
死 亡 弔 慰 金	会 員	会員が死亡したとき 弔慰金の受取り順位は、①配偶者、②子、③父母、 ④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹とする。 ※同順位の受取人が複数名のときは、代表者1名を 定め、当該代表者が請求する。 (代表者となるには他の受取人全員からの委任状が必要) ※この対象となった場合、傷病見舞金は支給されない。	死亡した日	50,000円	<会員本人の死亡> ○給付金請求書兼給付事由証明書 会員本人が死亡の時の給付金請求書の記入は、請求者の会員の 氏名の下に受取人の氏名を記入し、請求印については受取人の 印鑑証明書の印鑑を押印すること ○戸籍の全部事項証明書 (会員の死亡事項が記載され、請求者(受取人)との関係が 判るもの)	
	会員の 配偶者	会員の配偶者が死亡したとき 会員と戸籍上婚姻関係にある者をいう。 内縁関係は対象外とする。		30,000円	○請求者(受取人)の印鑑証明書の原本 ※同順位の受取人が複数名のときは、受取人以外の全員の方の委任状	
	会員の 子	会員の子が死亡したとき ※会員と生計を一にする子(別居・同居を問わず現に 扶養している状態にある実子・養子)を対象とする。 ※妊娠7か月以上の胎児が死産した場合、又は生後 14日以内に死亡した場合を含む。 ※生後14日を超えた死亡は出生も給付対象となる。		20,000円	<会員の家族の死亡> ○給付金請求書兼給付事由証明書 添付書類は、1～3のいずれかの書類が必要 1.戸籍の全部事項証明書(会員と亡くなられた方の関係がわかるもの) + 戸籍の全部事項証明書(亡くなられた方の除籍) 2.戸籍の全部事項証明書(会員と亡くなられた方の関係がわかるもの) + 亡くなられた方の死亡診断書又は死亡検案書 3.経済の伝書鳩のお悔やみ欄(会員と亡くなられた方が記載されているもの) (いずれも、会員と亡くなられた方との関係と死亡年月日が証明できる 両方の書類が必要です。)	
	会員の 親	会員及び会員の配偶者の親が死亡したとき ※親とは、別居・同居問わず実父母・養父母・養父母 をいう。		10,000円		

(注)給付金の請求は、給付事由が確定した日からできる限り3か月以内(傷病見舞金は勤務復帰後)に行ってください。

また、当該給付の事由確定の日から1年を過ぎますと、給付金を請求する権利がなくなりますのでご注意ください。

(債権の消滅時効による)

なお、水晶婚、銀婚及び珊瑚婚祝金に係る戸籍の証明書は事由確定日後に交付されたものとなりますのでご注意ください。

(注)会員の故意または重大な過失により給付事由が生じたときは支給対象とはなりません。

(注)会員の犯罪行為等により給付事由が発生し、給付金の支払いが適当でないと認めたときは支払対象とはなりません。